

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明和町長

市町村名 (市町村コード)	明和町 (24442)
地域名 (地域内農業集落名)	齋宮 ( 竹川、齋宮「勝見第二、東野、北野」、平尾「麻生、坂」、上村、池村、岩内 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年1月30日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、この地域の農地は405名の耕作者により営農されています。全農地面積約402haの内、約6割にあたる約245haは11名の法人・認定農家等で耕作されています。残りの157haは394名の中小規模の個人農家で耕作されています。このうち、現在65歳以上の方は320名(約123ha)です。今後10年以内に健康面、年齢面、設備故障等による理由で離農者が増加することが考えられます。これらの離農者の農地継承が課題です。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基本的に耕作できる農業者はできる限り営農をしてもらう。今後、新たな担い手確保が難しい為、やむなく離農される方は目標地図に示されている担い手にできるだけ集積・集約していただくことで、この地域の農地を安心して維持していくことができ、農地継承をすることができます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	457.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	422.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域を外枠で囲った範囲

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者が離農する際はできるだけ近隣の担い手に農地を預けることで、集積・集約化を図る
(2)農地中間管理機構の活用方針
基本的には従来の利用権設定が満期となれば、中間管理事業を活用する。新たな賃借契約は中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手への集約化の進展が見えた段階で、畦除去、水路の整備、農道整備を順次検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									